

警察署のブロック運営及び隣接署間の協力に関する要綱の制定について（例規通達）

平成5年3月18日

本部（総）第14号

〔沿革〕 平成16年2月本部（機改）第4号、3月第19号、10月第42号、17年3月第12号、5月第32号、8月第52号、18年3月第31号、19年3月第15号、29年8月本部（警務）第31号、令和元年10月第29号、8年3月第17号改正

この度、警察署相互間の協力、応援体制を確立し、警察運営の効率化を図るため、別添のとおり警察署のブロック運営及び隣接署間の協力に関する要綱を制定し、平成5年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底されたい。

なお、警察署のブロック制の実施について（昭和56年12月24日付け本部（企監）第42号）は、廃止する。

別添

警察署のブロック運営及び隣接署間の協力に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、ブロック内の署及び隣接署が相互に協力する体制を確立し、警察運営の効率化と地域における警察活動の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 ブロックの編成

署のブロックごとの名称、編成等は、次の表のとおりとする。

ブロック名	ブロック編成署	署数	センター署
新発田ブロック	村上、新発田、阿賀野、津川、五泉	5	新発田
新潟ブロック	新潟中央、新潟東、新潟西、江南、新潟北、秋葉、新潟南、西蒲、佐渡	9	新潟中央
三条ブロック	燕、三条、加茂	3	三条
長岡ブロック	長岡、見附、与板、小千谷、小出、南魚沼	6	長岡
上越ブロック	十日町、柏崎、上越、妙高、糸魚川	5	上越

第3 警察活動に関する相互協力

1 相互協力の範囲

ブロック内の署間及び隣接署間における警察活動に関する相互協力の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重要事件発生に際しての初動応援
- (2) 重要事件以外の事件発生で、特に応援が必要とする事件の初動応援

- (3) 災害発生に際しての初動応援
- (4) 署の境界付近において発生した事案の初動措置
- (5) 警ら用無線自動車による相互乗り入れ等の警ら活動
- (6) 共同で実施することが適当な交通指導取締り、警備実施等

2 相互協力の要領

- (1) 前記1の(1)から(4)までに規定する相互協力は、次に掲げる要領により行うものとする。

ア 事件事故の発生地を管轄する署長は、当該事件事故について応援を受ける必要があるときは、事案の態様に応じ、人員、装備資器材、車両の台数等について、隣接署長又はセンター署長に対し要請を行うこと。

イ 要請を受けた隣接署長又はセンター署長は、速やかに要請に基づく人員等を指定された場所に派遣すること。

ウ 派遣された警察官は、応援を受けた署長の指揮監督を受けること。

エ 応援を受けた署長は、当該事件事故等について本部員、県本部執行隊等の応援を受けたときは、できる限り交替させること。

オ 事件事故の処理は、応援を受けた署長が行うこと。

カ 応援要請は、夜間・休日等においても、当直責任者等の判断により迅速、的確に行うこと。

- (2) 前記1の(5)及び(6)に規定する相互協力は、事前に関係署間で協議するとともに、必要に応じてセンター署が所要の調整を行い、それぞれ実施計画を策定した上で実施するものとする。

3 執行隊との連携強化

署長は、相互協力を推進するに当たっては、機動捜査隊、交通機動隊等県本部執行隊とも緊密な連絡を図らなければならない。

第4 各種行事等の実施等に関するブロック内各署の連携

- 1 ブロック内の各署は、センター署長を中心に調整し、各種行事等を積極的に共同で実施するものとする。
- 2 センター署長は、ブロック内各署の連絡調整、意見交換等のため必要があるときは、ブロック内の会議を開催することができる。

第5 本部による相互協力の促進等

県本部の課は、その業務を推進するに当たっては、ブロック内の署間及び隣接署間の相互協力を促進するとともに、ブロック制度を可能な限り活用するよう努めるものとする。

第6 当直ブロック運用の実施

当直ブロック運用は、本部長が別に定めるところにより実施するものとする。

第7 成果の報告

この要綱の運用により、事件事故の処理や犯人検挙等に成果を挙げた場合、独自性のある行事をブロックで共同実施した場合等においては、事件事故を処理した署長、センター署長等は、その内容を県本部主管課に報告すること。